

内閣参質二一二第一二六号

令和五年十二月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出「送料無料」表示の見直しに関する意見交換会の状況と今後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出「送料無料」表示の見直しに関する意見交換会の状況と今後に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「「送料無料」表示の見直しに関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）においては様々な意見が示されており、その概要を一概にお示しすることは困難であるが、例えば、意見交換会に提出された資料において、「送料は運送の対価として收受するものであり「無料」ではない。」、「仮に「送料無料」表示を見直す場合には、「配送料」という形で消費者負担はないものの、実際には物流事業者に対して「運賃」が別途支払われている旨の十分な説明を行うことが、現実的な方向性と考えます。」、「「送料無料」と表示する事業者は、人件費、燃料費等の配送コストを無料と表示する根拠について説明責任がある。」等の意見が示されているところである。

二及び三について

意見交換会における意見を踏まえて検討した結果、消費者庁としては、配送に係る代金の表示に関し、配送に係る代金を支払う必要はない旨を表示する場合には、当該表示をした者は当該表示についての説明

責任を果たしていくことが重要であると考えており、事業者に対して、配送に係る代金の表示内容の見直しを促すとともに、事業者の自主的な取組の状況を注視していく考えである。このような考え方については、令和五年十二月十九日、同庁のウェブサイトでの公表等を行ったところである。